

消費生活センターだより

横手市消費生活センター ☎32-2919 横手市役所本庁舎1階 【令和2年6月1日】

消費生活センターでは、業者とのトラブルで困ったときや、商品やサービスについて「おかしい」「不安だ」と思ったとき、また借金問題で悩んでいるときなどに問題解決の手助けをします。

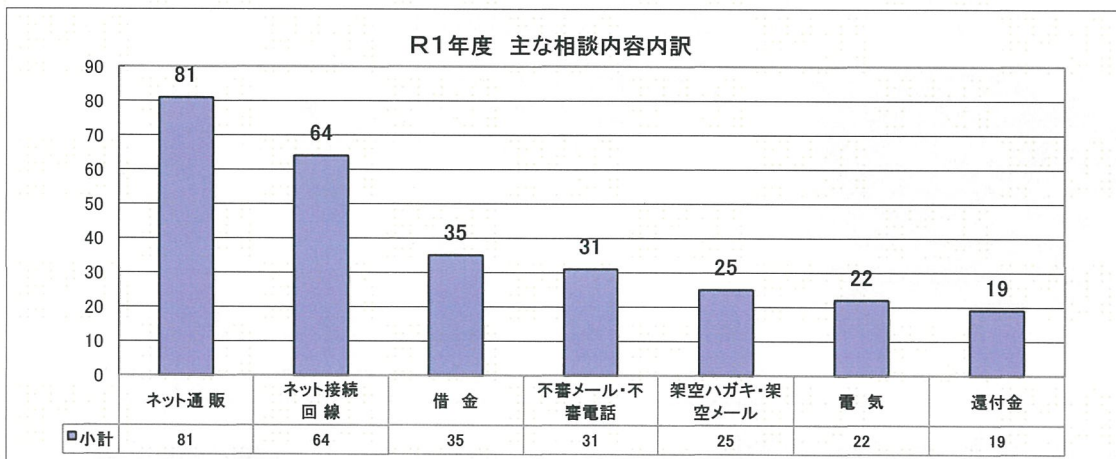
秘密は厳守しますので、一人で悩まず、気軽にご相談ください。



消費生活センターの相談状況(R元年度)

<相談件数> H28年度:350件 ⇒ H29年度:359件 ⇒ H30年度:406件 ⇒ R元年度:425件

相談件数は425件。昨年度より19件増加しています。SNS上の広告がきっかけとなる健康食品の定期購入や、出会い系サイト等に登録するネット通販の相談が多く発生しています。利用料金が安くなると勧められる光回線・ネット接続回線の相談は相変わらず多く、理解せずオプションサービスを組み合わせ複雑な契約になっているケースや、据え置き型Wi-Fiを契約したが電波が弱く使えない等の相談が増えました。詐欺的な架空請求ハガキやメール・不審なメールや電話・還付金などの件数も多くあります。新型コロナウイルスに便乗したトラブルの報道が多く不安になって問い合わせる方が増えました。



【相談件数第1位】

ネット通販で健康食品など「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に…

- ①「定期購入が条件となっていないか・解約・返品ができるか」をしっかり確認する。
- ②不安な時はセンターへ相談！



【相談件数第2位】

「インターネット接続回線トラブル」にあわないために…

- ①「安くなる」だけで信用せず、十分に説明を受けて検討する。
- ②サービス内容と業者名をしっかりと確認。
- ③よく分からないままあいまいに返事をしない！



知っていますか？

「クーリング・オフ」
突然の訪問販売や電話勧誘で契約してしまった！

↓
契約書を受け取った日から「8日以内」なら、無条件で解約できます。

※詳しくはセンターへ相談を！

クーリング・オフ



消費生活センターの取り組み(R元年度)

消費生活出前講座

市民の皆さんに消費生活に関する情報を広く知っていただき、悪質商法や詐欺等の被害を防止するため「消費生活出前講座」を随時開催しています。
ドラマ仕立てのDVDを鑑賞したり、クイズや寸劇も交えた、楽しく分かりやすい内容です。時間等のご要望に合わせて調整しますので、ぜひご活用ください。

令和元年度開催実績 30回/432人参加

●いきいきサロン(24回)ほか

*開催時間/月～金の10:00～16:00

*予約が必要です(消費生活センター ☎32-2919)



消費生活展

近年増加している様々な消費者トラブルによる被害を未然に防止するため、トラブル事例や対処法などの知識を身に付ける機会を提供する目的で開催しました。

【日時】令和元年5月14日(火)～21日(火) かまくら館サンルーム
令和元年5月27日(月)～31日(金) 市立横手病院1階総合ホール



【内容】啓発パネルの展示
啓発資料の配布(パンフレット等)
啓発用品の配布(ポケットティッシュ)

消費者注意喚起情報の提供

振り込め詐欺などの詐欺被害や、電話勧誘・訪問販売などによる悪質商法の被害を未然に防ぐために、全国の消費生活センターへ寄せられた様々な相談事例等を紹介するチラシを作成し、市内全戸回覧や出前講座などの際に配布しています。また、市ホームページや安心安全メールなど、様々な媒体を活用して、注意喚起や情報提供を行っています。



困ったらすぐに相談!

横手市消費生活センター ☎32-2919

横手市中央町8-2 横手市役所本庁舎1階(かまくら館となり)

